

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月7日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月23日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市馬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 柞原町西村地区	丸亀市産業部土地改良課
宝幢寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 矢野池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 重元2号地区	〃
丸亀市三条町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 籠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上村東地区	〃
丸亀市川西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 岸ノ上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 金丸上池地区	〃
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中下井地区	〃
丸亀市飯野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 吉岡地区	〃